

	<p>る構造であること。</p> <p>オ 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。</p> <p>(2) 厚生労働大臣が認める基幹水道構造物の耐震化事業であるもの。</p>			
			8	1から7に掲げる施設には、水道広域化施設整備費の交付対象となる施設は含まないものとする。
水道管路耐震化等推進事業費	<p>次の1～4のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>なお、1の事業において「地震対策地域」とは、次のⅠ、Ⅱの地域をいう。</p> <p>Ⅰ 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は東南海・南海地震対策特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域</p> <p>Ⅱ 地震、湧水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域、又は、今後特にそのおそれがある地域</p>			
	<p>1 老朽管更新事業</p> <p>(1) 次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>ア 地震対策として行う更新事業であって、次のaに該当し、かつ、b～fのいずれかに該当すること。ただし、dについては平成25年度まで、eについては平成30年度までの時限措置とする。</p> <p>a 地震対策地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。</p> <p>b 給水人口が5万人未満の水道事業者。</p> <p>c 給水人口が5万人以上の水道事業者であって、1か月に10m³使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する給水人口5万人以上の水道事業者における平均料金よりも高い水道事業者。</p> <p>d 給水人口が5万人以上の水道事業者であって、次のいずれにも該当する水道事業者。ただし、基幹管路における铸铁管、コンクリート管の更新事業に限る。</p> <p>① 基幹管路における「布設後20年以上経過した铸铁管、コンクリート管」（次の②において「老朽管」という。）が、基幹管路延長の10%以上残存している水道事業者。</p> <p>② 単年度あたり、基幹管路延長の1.5%以上又は5km以上の老朽管更新を行う整備計画により事業を行う水道事業者。</p> <p>e 給水人口が5万人以上の水道事業者であって、次のいずれかに該当する水</p>	<p>1 / 3</p> <p>（ただし、平成21年度以前に採択された事業及びダクタイル铸铁管の更新事業にあっては、1 / 4）</p>		<p>布設後20年以上経過した塩化ビニル管（接着接合の継手など耐震性の低い継手を有するものに限る。）、铸铁管及びコンクリート管並びに、布設後30年以上経過したダクタイル铸铁管であって、次に掲げる管路の更新事業であること。</p> <p>(1) 導水管</p> <p>(2) 送水管</p> <p>(3) 配水管</p> <p>ただし、塩化ビニル管及びダクタイル铸铁管については基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に布設されているものに限る。</p>

道事業者。

① 平成21年度以降に他の水道事業（給水人口5,000人以下の水道事業を除く。）との事業統合（市町村区域を超えた経営統合を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合（経営統合を含む。）を行った水道事業に係る水道事業者。

② 水道事業（給水人口5,000人以下の水道事業を除く。）との事業統合計画（市町村区域を超えた経営統合計画を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合計画（経営統合計画を含む。）が、広域的水道整備計画に定められている水道事業に係る水道事業者。ただし、平成30年度までに統合する計画であるものに限る。

f 水道用水供給事業者であること。

イ 水道事業で資本単価90円/m³以上、又は水道用水供給事業で資本単価70円/m³以上であること。また、平成10年度以前に採択された事業であって上記の基準に満たないものについては、用水単価160円/m³以上であること、又は水道用水供給事業で用水単価80円/m³以上であること。また、平成21年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、水道事業にあつては資本単価が70円/m³以上、水道用水供給事業にあつては資本単価が50円/m³以上であること。

(2) (1)に該当する事業であつて、水道事業で資本単価140円/m³以上、又は水道用水供給事業で資本単価100円/m³以上であること。また、平成10年度以前に採択された事業であつて、上記の基準に満たないものについては、用水単価230円/m³以上であること、又は水道用水供給事業で用水単価130円/m³以上であること。

(3) 厚生労働大臣が認める老朽管の更新事業であること。

1 / 2
(ただし、平成21年度以前に採択された事業及びダクタイル鋳鉄管の更新事業にあつては、1 / 3)

1 / 4

2 管路近代化事業

直結給水を実施するための次のいずれにも該当する事業であること。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条の規定に基づき定められる市街化区域及び当該市街化区域と一体となった配水施設の整備を行うことが合理的である給水区域において行う事業であつて、直結給水対象人口が10万人を限度とするものであること。

(2) 資本単価140円/m³以上であること。

1 / 3

次に掲げる事業であること。

(1) 石綿セメント管並びに、布設後20年以上経過した塩化ビニル管、鋳鉄管及び鋼管等の管路更新（動水勾配の減少による必要動水圧の確保、配水圧の均等化、又は時間最大流量の増加への対応を目的として行われる場合は増口径を認める。）

(2) ポンプ、水圧調整施設、電気計装設備の設置又は更新

(3) その他必要と認める附帯施設

		<p>3 鉛管更新事業 鉛管の更新事業であって、資本単価90円／m³以上であるもの。ただし、平成21年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、70円／m³以上であること。</p>	1 / 3	<p>鉛管であって、次に掲げる管路の更新事業であること。 (1) 導水管 (2) 送水管 (3) 配水管</p>	
		<p>4 基幹管路耐震化整備事業費 次のいずれにもにも該当する事業であること。 (1) 災害復旧事業と併せて行う導水管、送水管、厚生労働大臣が必要と認める配水管の耐震化事業であること。 (2) 原形より耐震化が向上する材質又は継手構造を持つ管路により災害復旧を行った事業であること。 (3) 更新する管路は、災害復旧の補助対象となった管と同等の耐震性を有する材質又は継手構造であること。</p>	1 / 2	<p>次に掲げる施設であって、災害復旧事業の対象となった部分から直近の制水弁までの区間とする。ただし、次の(3)のエについては、災害復旧事業の対象となった部分から最初の分岐部までの区間とする。 (1) 導水管 (2) 送水管 (3) 配水管（次のいずれかに該当するものに限る。） ア 給水人口50万人以上の水道事業者においては、口径200mm以上の配水管 イ 給水人口25万人以上50万人未満の水道事業者においては、口径150mm以上の配水管 ウ 給水人口25万人未満の水道事業者においては、口径125mm以上の配水管 エ 学校、病院、公民館等の防災拠点等へ至る配水管</p>	
沖縄水道等施設整備費	沖縄水道水源開発等施設整備費	<p>沖縄県が行う水道用水供給事業の用に供する施設を整備する以下の事業であること。</p> <p>1 水源施設 (1) ダム建設負担金 水源施設であって、ダム建設に要する費用を負担するものであること。 (2) 西系列等水源開発施設 ア 水源等施設 水源施設であって、取水施設、貯水施設を整備する事業であること。 イ 導水施設 水源施設であって、導水施設を整備する事業であること。 ウ 海水淡水化施設 水源施設であって、海水淡水化施設を整備する事業であること。</p> <p>2 水道用水供給施設 (1) 共同施設 ア 水道用水供給施設であって、水道用水供給事業、工業用水道事業が共同で施設を整備する事業であること。 イ アのうち、基幹的な水道施設として内閣総理大臣が厚生労働大臣と協議して定めた施設を整備する事業であること。</p>	<p>9 / 10 8.5 / 10 8 / 10 8.5 / 10 3 / 4 9 / 10</p>	<p>1 次に掲げる施設とする。 (1) 取水施設 (2) 貯水施設 (3) 導水施設 (4) 海水淡水化施設 (5) (1)～(4)の施設と密接な関連を有する施設</p> <p>2 次に掲げる施設とする。 (1) 取水施設 (2) 貯水施設 (3) 導水施設 (4) 浄水施設 (5) 送水施設 (6) 配水施設 (7) (1)～(6)の施設と密接な関連を有する施設</p>	

	(2) 専用施設 水道用水供給施設であって、水道用水供給事業が専用で施設を整備する事業であること。	3 / 4	ただし、1に掲げる水源施設の交付対象となる施設を含まないものとする。
	3 浄水場排水処理施設 浄水場から発生する排水等の処理を行う施設を整備する事業であること。	3 / 4	3 次に掲げる施設とする。 (1) 排水調整施設 (2) 濃縮施設 (3) 脱水施設 (4) (1)～(3)の施設と密接な関連を有する施設 ただし、2に掲げる水道用水供給施設の交付対象となる施設を含まないものとする。

(注1) 「用水単価」とは、水道水源開発施設又は水道広域化施設の整備を行う水道事業又は水道用水供給事業に係る20年間の減価償却費と支払利息の合計額（以下「資本費」という。）及び当該事業の20年間の経営に要する費用の額（以下「経営費」という。）を当該施設を利用して得られる20年間の総有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であって、次の算出式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{減価償却費} + \text{支払利息} + \text{経営費}}{\text{総有収水量}}$$

(注) 水道用水供給事業から受水する水道事業にあつては、当該水道用水供給事業に対して支払う受水費用を含むこと。

(注2) 「原水単価」とは、水道水源開発施設の新築又は改築及び管理に要する費用の額を当該水道水源開発施設を利用して得られる水道用水の有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であつて、次の式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{建設費} \times \{(1 + 0.4 \times \text{利子率} \times \text{工期}) \times (\text{減価償却率} + \text{利子率}) + \text{管理費率}\}}{\text{新規の水道水源開発施設による年間有収水量}}$$

(注3) 「旧資本単価」とは、当該水道水源開発施設の整備を行う水道事業又は水道用水供給事業に係る15年間の支払利息と、減価償却費又は起債の元金償還金のいずれか大きい方の額の合計額を15年間の総有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であつて、次に定める式により算出したものをいう。

$$\frac{(\text{支払利息}) + (\text{減価償却費又は元金償還金のうち大きい方の額})}{\text{有収水量}}$$

(注4) 「旧用水単価」とは、水道水源開発施設又は水道広域化施設（配水施設を除く。）の新築又は改築に要する費用及び当該施設に係る経営に要する費用の額（以下「経営費」という。）を当該水道広域化施設を利用して得られる総有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であつて、次の式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{事業費} \times (1 + 0.4 \times \text{利子率} \times \text{工期}) \times \text{賦金定率} \times (\text{起債の償還期間} - \text{工期}) + \text{経営費}}{\text{有収水量}}$$

(注5) 第5の「別表第1に掲げる率」は第3欄の交付率をいう。

特定広域化施設整備事業の基準

1 計画の内容等に関する事項

(1) 計画は、水道の広域的な整備に関する基本方針（計画の目標及び期間、計画推進のための基本方針等）、計画の区域に関する事項（計画区域の範囲、計画区域内の水道の現状及び問題点、水需給の見直し等）、根幹的水道施設の配置その他基本的事項（施設整備、維持管理、財政等に関する事項）について定めるものとする。

(2) 計画は、2で指示するところにより都道府県知事が策定する水道の整備に関する基本的な構想（以下「水道整備基本構想」という。）に適合するものであること。ただし、需要の緊急性、供給の制約等の理由で、やむを得ず、2の（2）にいう圏域のうちの一部を除外した区域について計画を策定する必要がある場合には、水道整備基本構想との整合性が保たれるものとする。

(3) 計画の目標年次は、当該計画における施設整備に要する期間に合致して決定するものとするが、おおむね10ないし15年後程度とすること。

なお、維持管理、経営に関しては、その実施の可能性を勘案して、別途その目標年次を定めても差し支えないこと。

(4) 計画の目標年次までの需要と供給の見通しが確実なものであること。このさい、20年後までの需要予測を明らかにしておくとともに、将来の長期的な供給の見通しについても概括的な考察を行うこと。

(5) 計画の内容は、当該計画区域の全域における水の需要と供給の状況を基とし、地形、水源の位置、供給対象の分布並びに水道施設の建設及び維持管理の難易、安全性、確実性及び経済性ととも、区域内の水道事業等の料金の実態、災害時の緊急給水等についても配慮して定めるものとする。

(6) 施設整備に関しては、特に（5）に留意しつつ、適正かつ合理的に施設の規模の決定及び配置を行うこと。

この場合、既存施設との有機的な関連について留意するほか、必要に応じその廃止統合について配慮すること。

また、水道用水供給事業、水道事業及び簡易水道事業に区分してそれぞれの区分ごとに施設整備の計画の概要と実施スケジュールを明らかにするとともに、その内容が安当なものとなるよう配慮すること。

(7) 維持管理に関しては、計画区域全体のすべての水道施設の技術的管理が合理的に行われるよう必要に応じて中枢的機能を有する管理センター又はその支所の設置、機動力の配置等管理体制の整備について配慮しつつ、施設管理と水質管理に区分して策定すること。

施設管理（給水装置に関する技術的業務を含む。）については、配水量の有効率の目標及びそれを達成するための方策、災害の発生その他緊急時のための応急給水体制及び資材の備蓄等について配慮すること。

また、水質管理については、計画区域内の水道について水道法に定められた水質検査

等のほか、原水及び浄水行程の水質の管理並びに水質に係る調査研究も行われるよう必要に応じて共同管理体制又は自己管理体制の整備について配慮すること。

- (8) 財政等に関しては、施設整備のうち水道広域化施設について、施設別年次別の事業費及び経常費用の概算並びに給水原価について明らかにした財政計画を立てるものとする。その際、水道広域化施設が水道用水供給事業に係るものである場合には、関係水道事業の給水原価への影響についても明らかにすること。

また、水道広域化施設の経営形態及び事業主体については、その地域の実情に応じ、適切かつ合理的な建設及び管理運営が行われるよう配慮して決定すること。この場合、市町村の意向を十分に尊重しつつ、水道事業等の経営並びに施設の建設及び維持管理の業務の共同化又は再編成についても配慮すること。

なお、水道事業等の経営の再編成を行う場合にあっては、その方策を明らかにすること。

2 水道整備基本構想に関する事項

当該都道府県の地域の自然的社会的諸条件に応じつつ、水道の計画的な整備を図り、水需要の均衡、水道水質の安全確保、水道の未普及地域の解消その他当該地域の水道の諸問題の解決に資するとともに、広域的な水道の整備計画の方向を明らかにするため、下記の事項に留意しつつ、管内全域の水道の整備に関する基本的な構想を策定するよう配慮されたいこと。

なお、この構想は、必要があるときは、適宜見直しを行われたいこと。

- (1) 水道整備基本構想では、管内の水道に係る諸条件の概要、水道の現況、圏域の区分、水道水の需要と供給の見通し、水道整備の基本方針、水道整備推進方策及びその年次計画等について明らかにすること。
- (2) 水道の整備を円滑に推進するため地理的社会的諸条件等の一体性に配慮しつつ、都道府県のすべての地域がいずれかの圏域に含まれるよういくつかの圏域に区分するものとする。この場合、当該圏域はそれぞれ以下の要件に適合するよう配慮すること。
- ア 地勢、水源等の自然的条件に適合した地理的範囲であること。
- イ 社会的経済的条件からみて、住民の生活圏として一体性を有する地理的範囲であること。
- ウ 圏域内のすべての水道の施設整備、維持管理、経営等の業務が遂行できる技術的財政的基盤を備えていること。
- エ 現在居住人口が25万人以上をめやすとすること。なお、圏域は必ずしもその区域内において水道施設が一体となるように設定しなければならないものではないこと。
- (3) 目標年次はおおむね20年後とすること。ただし、長期的水源の見通しが明らかでない場合は、中間目標を設定して差し支えないこと。
- (4) 長期的な水道水の需要と供給の均衡をとることを基本とし、施設整備については重複投資のない合理的なものとする。維持管理については、施設及び水質の管理水準の向上とそのための共同化について配慮すること。
- (5) 当該地域に係る開発計画等との整合性がとられていること。

別添2

水道広域化促進事業に係る整備計画について

1 計画策定の趣旨

運営基盤の強化、格差是正を目的とした水道事業等の事業統合を促進するため、交付対象として行う施設整備について整備計画を策定する。

2 事業実施期間

10年間を限度とすること。

3 交付対象事業

- (1) 事業実施期間における交付対象事業費の総額は、経年施設更新事業に係る交付対象施設の整備に要する費用（関係する水道事業が複数の場合はそれらの費用の合計）及び統合関連事業に係る交付対象施設の整備に要する費用の合計とすること。
- (2) 統合関連事業に係る交付対象施設の整備に要する費用は、経年施設更新事業に関する交付対象施設の整備に要する費用を上限とすること。

4 計画書の記載内容

- (1) 統合対象事業体の概要
 - ア 事業体名
 - イ 給水人口（水道事業）又は一日最大給水量（水道用水供給事業）
 - ウ 資本単価
- (2) 統合計画区域
- (3) 事業実施期間（10年以内の計画を記入し、年度別事業実施予定を明示すること。）
- (4) 事業内容
 - ア 経年施設更新事業に係る施設の更新・改修計画の内容・説明
 - イ 統合関連事業に係る施設の整備計画の内容・説明
 - ウ 統合後の施設の概要

5 添付書類

- (1) 事業統合について合意する旨の協定書等の写し
- (2) 事業施行年度毎に色分けした施設整備に係る図面
- (3) 統合後の給水区域図

別添3

高度浄水施設等整備費に係る基準事業費

基準事業費は、次に示す処理方式別基準単価及び基準事業費算定方式に基づいて、別表「基準事業費算定明細書」を用いて算出する。

〔処理方式別基準単価〕

区 分		処理能力 (m ³ /日)			
		～ 10,000 以下 円	10,000 超～ 30,000 以下 円	30,000 超～ 100,000 以下 円	100,000 超～ 円
処 理 方 式	活 性 炭 処 理	59,000	35,000	17,000	15,600
	オ ゾ ン 処 理 活 性 炭 処 理	70,000	41,000	23,000	21,600
	生 物 処 理	29,000	18,000	15,000	15,000
	オ ゾ ン 処 理 活 性 炭 処 理 生 物 処 理	99,000	59,000	38,000	36,600

〔基準事業費算定方式〕

処理方式の区分に応じて、交付対象施設の処理能力値（計画浄水量）にそれぞれ該当する処理能力区分ごとの基準単価を乗じて得た額の合計額に交付年度の実施率（注）を乗じた額を基準事業費とする。

$$(注) \text{ 実施率} = \frac{\text{交付年度事業費}}{\text{全体事業費 (事業開始から完了までの事業費総額)}}$$

※小数点以下第4位四捨五入

※事業費は、総事業費から寄附金その他の収入額又は単独事業費を控除した額とする。

(算定例)

施設処理能力 112,500 m³/日でオゾン、活性炭処理の場合

$$\{(10,000 \text{ m}^3/\text{日} \times 70,000 \text{ 円}) + (20,000 \text{ m}^3/\text{日} \times 41,000 \text{ 円}) + (70,000 \text{ m}^3/\text{日} \times 23,000 \text{ 円}) + (12,500 \text{ m}^3/\text{日} \times 21,600 \text{ 円})\} \times 0.213 (\text{実施率}) = 724,200 \text{ 千円}$$

$$\text{実施率} = 1,138,000 \text{ 千円} \div 5,350,000 \text{ 千円} = 0.213$$

(交付年度事業費) (全体事業費)

別表

基準事業費算定明細書

補助事業者名		処理方式	活性炭・オゾン・生物	
浄水場名		公称施設能力	m ³ /日	
工期		計画浄水量	m ³ /日	
算定内訳				
処理能力区分(a)		基準単価(b)		基準事業費(a × b)
ア ~ 10,000 以下 m ³ /日		円		千円
イ 10,000 超~ 30,000 以下 m ³ /日		円		千円
ウ 30,000 超~ 100,000 以下 m ³ /日		円		千円
エ 100,000 超~ m ³ /日		円		千円
オ 合計(ア~エ) m ³ /日		-		(A) (千円未満四捨五入) 千円
実施率				
$\frac{\text{年度事業費 (千円)}}{\text{全体事業費 (千円)}} = \frac{\text{(B) (小数点以下第4位四捨五入)}}{\text{(千円未満切捨て)}}$				
$\text{基準事業費 (A) (千円)} \times \text{(B) (千円)} = \text{千円}$				
交付実績(見込み)				
年度区分	各年度事業費 千円	全体事業費 千円	実施率	交付金額 千円
合計				

- (注) 1. 処理方式欄は、該当する処理方式に○印を附す。
 2. 実施率欄の合計は、事業完了年度に原則として「1.000」になる。

別添4

ライフライン機能強化等事業費に係る基準事業費

基準事業費は、次に示す基準単価及び基準事業費算定方式に基づいて、別表「基準事業費算定明細書」を用いて算出する。

〔基準単価〕

区 分	有 効 容 量 (m ³)	
	～ 1,500 m ³ 以下	1,500 m ³ 超～
改 築 ・ 更 新 事 業	40,000 円/m ³	20,000 円/m ³

〔基準事業費算定方式〕

交付対象施設の有効容量に応じて、それぞれ該当する有効容量区分ごとの基準単価を乗じて得た額の合計額に交付年度の実施率(注)を乗じた額を基準事業費とする。

$$(注) 実施率 = \frac{\text{交付年度事業費}}{\text{全体事業費(事業開始から完了までの事業総額)}}$$

※小数点以下第4位四捨五入

※事業費は、総事業費から寄附金その他の収入額又は単独事業費を控除した額とする。

(算定例)

有効容量 3,200 m³で改築・更新事業の場合

$$\{(40,000 \text{ 円/m}^3 \times 1,500 \text{ m}^3) + (20,000 \text{ 円/m}^3 \times 1,700 \text{ m}^3)\} \times 0.236 (\text{実施率}) = 22,184 \text{ 千円}$$

$$\text{実施率} = \frac{35,900 \text{ 千円}}{152,000 \text{ 千円}} = 0.236$$

$$(\text{交付年度事業費}) \quad (\text{全体事業費})$$

別表

基準事業費算定明細書

補助事業者名	事業名		改築・更新事業
施設名	有効容量		
算定内訳			
有効容量 (a)	基準単価 (b)		基準事業費 (a × b)
ア ～ 1,500 m ³ 以下	m ³	40,000 円/m ³ 円	千円
イ 1,500 m ³ 超～	m ³	20,000 円/m ³ 円	千円
ウ 合計(ア～イ)	m ³	—	(A) (千円未満四捨五入) 千円
実施率			
年度事業費	全体事業費	(B) (小数点以下第4位四捨五入)	
(千円) ÷ (千円) = ()			
基準事業費 (A) (千円) × (B) (千円) = (千円未満切捨て) 千円			
交付実績(見込み)			
年度区分	各年度事業費	全体事業費	実施率
	千円	千円	
全 体			

(注) 実施率欄の合計は、事業完了年度に原則として「1.000」になる。

別表第2

費目	種目	細分	算定方法	説明
工事費	1 本工事費	材料費	直接工事費のうち、材料費については、別に定める主要資材単価表を標準とすること。	「本工事費」とは、当該施設の工事を施工するのに直接に要する費用であって、直接工事費、間接工事費及び一般管理費をいう。
		労務費	直接工事費のうち、労務費については別に定める職種別賃金日額表及び工事設計歩掛表の標準単価を標準とすること。	
		直接経費	直接工事費のうち、直接経費については、特許使用料、水道光熱電力料（工事施工に直接必要とする分）、機械器具損料の合計額を計上すること。このうち、機械器具損料については、別に定める機械損料表によること。	「直接工事費」とは、工事の施工に直接必要とする材料費、労務費及び直接経費をいう。
		共通仮設費	間接工事費のうち、共通仮設費については、工事の施工に必要な接機器具等の運搬、移動に要する費用、準備、跡片付け、整地等に要する費用、機械設備の設置・撤去、用水、電力等の供給施設の設置、撤去及び仮道布設、現場補修等に要する費用、仮設工事、事業損失防止施設、材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力、用水等の基本料金に要する費用、技術管理に要する費用、現場事務所、労務者宿舍及び材料置場等の営繕に要する費用、労務者輸送に関する費用、交通の管理、安全施設等に要する費用並びに環境対策等に要する費用をいう。 また、共通仮設費は、毎年度、厚生労働省健康局長通知で示す「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」（以下「歩掛表」という。）に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得られた額に積上げ計算による額を加算して算出するものとする。なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。	
		現場管理費	現場管理費については、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。 なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。	「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代、家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信通搬費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	一般管理費は、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。 なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。	
	2 附帯工事費		附帯工事費は、本工事費の算定基準に準じて算定する。	「附帯工事費」とは、本工事に附帯して施工することが必要な工事に要する費用をいう。

事務費	3 用地費及び補償費	用地取得費 用地使用費 補償費	用地費及び補償費については、適正な実支出額とする。	「用地取得費」「用地使用費」とは、工事の施工に必要な最小限度の用地を取得または貸借に要する費用をいう。「補償費」とは、工事を施工するため取得し、又は貸借した土地に既存する建物、立木その他の物件の除去移転等に伴う損失の補償に要する費用及び水利費用、隧道掘削等に伴う漁業、農業、その他の補償に要する費用（補償金に代え直接施工する補償工事に要する費用を含む。）をいう。
	4 調査費		調査費については、適正な実支出額（用地費及び補償費、工事雑費、事務費等に計上すべき費用を除く。）とする。	「調査費」とは、当該施設、管路等の設計及びそれに必要な地形測量、地質調査、土質調査、水質試験、水文調査、管路更新調査並びに工事を実施するために必要な測量試験等に要する費用をいう。 なお、水道広域化施設整備費のうち、水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画以外の一般広域化施設整備費については対象外とする。
	5 機械器具費		機械器具費については、適正な実支出額とする。	「機械器具費」とは、工事を直営で施工する場合に、工事の施工に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く）、船舶等の購入費、借料、運搬費（船舶保険料を含む。）並びに据付、撤去、及び修理、製作に要する費用をいう。 なお、事業主体が機械器具等を請負業者に貸与して請負工事を施工させることが特に必要と認められる場合には当該機械器具等に要する費用を計上することができる。
	6 営繕費		営繕費については直営施工に係る工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）合計額に、次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、各対応額の率を適用した場合の額が、直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。 (1) 合計額が 1,000万円以下の場合 5. 0% (2) 合計額が 1,000万円をこえ3,000万円以下の場合 4. 0% (3) 合計額が 3,000万円をこえ10,000万円以下の場合 3. 0% (4) 合計額が10,000万円をこえる場合 2. 0%	「営繕費」とは、工事を直営で施工する場合に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新築（購入を含む。）、改築、移転、修繕に要する費用及び借料並びにこれらの建物に係る敷地の買収費及び借料をいう。 なお、請負施工に係る大規模工事又は工事現場が遠隔地等により補助事業者が請負工事の施工を監督するための現場事務所、見張所等の設置が特に必要と認められる場合に限り、これらに要する費用及び借料等について適正な実支出額を計上することができる。
	7 工事雑費		工事雑費については、1の本工事費から6の営繕費までの合計に直接施工のものにあっては4. 0%請負施工のものにあっては1. 5%を乗じて得た額の合計額の範囲内の額とする。	「工事雑費」とは、補助事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、貸金、印刷製本費、光熱水科、通信運搬費、雑役務費、連絡旅費及び工程の関係ある職員の給与（退職手当を除く。）並びにこの費目から貸金又は給与が支弁される者に係る補助事業者負担の労働者災害補償保険料等その他に要する費用をいう。
		事務費については、1の本工事費から6の営繕費までの合計額に、次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、各対応額の率を適用した場合の額が、直近下位の最高額に満た	「事務費」とは、補助事業者が事業施行のため直接必要な事務に要する費用であって、職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費、監督料等の人件費及び物件費をいう。	

		<p>ない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 合計額が1,000万円以下の場合 5. 5%</p> <p>(2) 合計額が1,000万円をこえ3,000万円以下の場合 3. 5%</p> <p>(3) 合計額が3,000万円をこえ3億円以下の場合 2. 5%</p> <p>(4) 合計額が3億円をこえ20億円以下の場合 2. 0%</p> <p>(5) 合計額が20億円をこえる場合 1. 5%</p>	<p>ただし、この事務費には委員会費、協議会費等の間接的に必要と認められる費用及び補助事業者の経常的職員に対する給料、諸手当等は含まれないものとする。</p> <p>なお、水道広域化施設整備費のうち、水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画以外の一般広域化施設整備費については、対象外とする。</p>
--	--	--	---

別紙様式 1
(交付申請書様式)

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事又は政令指定都市長



平成 年度地域自主戦略交付金 (〇〇〇〇費)
の交付申請について

標記の交付金を次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1. 交付金申請額 金 円也
2. 事業の名称
3. 事業の施行目的 (理由) 及び効果
(記載上の注意)
水道水源開発施設
水道広域化施設
高度浄水施設等
水道水源自動監視施設等
ライフライン機能強化等事業
沖縄水道水源開発等施設
を整備し、又は実施をするに至った経緯及び事業の実施によって期待される効果を記述すること。
4. 水道 (水道用水供給) 事業認可年月日及び番号
5. 事業計画調書 別紙 (1)
6. 事業費所要額調書 // (2)
7. 算定基準による算定額明細書 // (3)
8. 財源調書 // (4)
9. 工事工程表 // (5)
10. 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算書の写し
 - (2) 設計図面
 - ア. 各施設はそれぞれ次によって色分けすること。
当該年度交付対象事業・・・赤色
当該年度単独事業・・・赤 (点線)
次年度以降の事業・・・緑色
前年度までの実施済事業分および既有施設・・・黒色
 - イ. 図面は全て実施設計とし、認可申請 (届出) で使用したもの又は工事発注

用などの図面を利用することを妨げないものとし、作成に当たっては、次の注意事項に従って正確、明瞭な図面を作成すること。

(ア) 水道水源開発施設及び水道広域化施設

a 一般平面図（縮尺任意）

給水区域を明示し、水源の位置、導送水路線、浄水場、配水池、配水管等の位置を記入したもの。

b 管路図（縮尺任意）

導水管、送水管及び配水管について、管種、管径、延長等を記入したものとし、特殊工法による部分についてはその旨明示したもの。

c 主要構造物配置平面図（縮尺任意）

水源池、取水場、浄水場、ポンプ場、配水池等の主要構造物の配置、周囲の地形、河川等の状況を示すとともに、主要な土木建築構造物の形状、寸法等の主要諸元を記入したもの。

(イ) 高度浄水施設等

a 高度浄水施設

(a) 高度処理を行う浄水施設の場合

浄水場主要構造物配置平面図、高度浄水施設（縮尺任意）及び高度浄水処理フロー図

沈殿池、ろ過池等の主要構造物の配置、周囲の地形等の状況を記入したもの及び高度浄水施設の機械装置等の付属配管を記入したもの。

(b) 原水調整池の場合

原水調整池、導水管、電機計装及び機械設備配置平面図（縮尺任意）

(c) 貯水池水質改善装置の場合

貯水池水質改善装置取付平面図（縮尺任意）

b 水道原水水質改善施設の場合

管路図（縮尺任意）

バイパス管等について、管種、管径、延長等を記入したもの。

平面図（縮尺任意）

取水門、取水堰、取水塔、集水埋きよ、取水ポンプ等を記入したもの。

c 代替水源施設の場合

平面図（縮尺任意）

事業内容に応じ、既存施設及び代替施設についてそれぞれ水源、取水施設、導送水路線、浄水場、配水池及び配水管等の位置を記入するとともに、給水区域を明示すること。

管路図（縮尺任意）

事業内容に応じ、導水管、送水管及び配水管について、管種、管径、延長等を記入したもの。

ろ過施設を整備する場合との費用比較結果が確認できる書類

(ウ) 水道水源自動監視施設等

(水道水源自動監視施設整備事業の場合)

- a 一般平面図（縮尺任意）
参画市町村、水質監視を行う河川等水源、取水位置、監視施設並びに通信連絡網及び他の水道水源自動監視施設を記入したもの。
- b 水道水源自動監視施設機器設置平面図（縮尺任意）
（遠隔監視システム整備事業の場合）
 - a 一般平面図（縮尺任意）
遠隔監視を行う河川等水源、取水位置、監視施設並びに通信連絡網を記入したもの。
 - b 遠隔監視システム概念図
- (エ) ライフライン機能強化等事業費
 - a 緊急時給水拠点確保等事業
 - (a) 配水池、緊急時用連絡管の場合
平面図（縮尺任意）
給水区域を明示し、水源池、浄水場、配水池、送水管、配水管等の位置を記入したもの。
 - (b) 貯留施設の場合
平面図（縮尺任意）
 - (c) 緊急遮断弁の場合
緊急遮断弁設置平面図（縮尺任意）
 - (d) 大容量送水管の場合
管路図（縮尺任意）
導水管、送水管及び配水管について、更新前の布設年度、布設後の管種、管径、延長等を記入したもの。
 - (e) 重要給水施設配水管の場合
管路図（縮尺任意）
配水管等について、管種、管径、延長等を記入したもの。
 - (f) 基幹水道構造物の耐震化事業の場合
平面図（縮尺任意）
事業内容に応じ、既存施設についてそれぞれ取水施設、導水施設、浄水施設及び送配水施設等整備を行う施設の位置を記入するとともに、給水区域を明示すること。
補強事業と改築・更新事業の費用比較により、耐震化事業として工事内容が確認できる書類
 - b 水道管路耐震化等推進事業
管路図（縮尺任意）
導水管、送水管及び配水管について、更新前の布設年度、布設後の管種、管径、延長等を記入したもの。
管路近代化事業については、更新前の管種、管径及び設置・更新が必要なポンプ、電気計装設備等の位置についても記入すること。
- (オ) 沖縄水道水源開発等施設

(水道水源施設及び水道用水供給施設の場合)

a 一般平面図 (縮尺任意)

給水区域を明示し、水源の位置、導送水路線、浄水場、配水管等の位置を記入したもの。

b 管路図 (縮尺任意)

導水管、送水管について、管種、管径、延長等を記入したものとし、特殊工法による部分については、その旨明示したもの。

c 主要構造物配置平面図 (縮尺任意)

水源地、取水場、浄水場、ポンプ場、配水池等の主要構造物の配置、周囲の地形、河川等の状況を示すとともに、主要な土木建築構造物の形状、寸法等の主要諸元を記入したもの。

(浄水場排水処理施設の場合)

a 一般平面図 (縮尺任意)

給水区域を明示し、水源の位置、導送水路線、浄水場、配水管等の位置を記入したもの。

b 浄水場主要構造物配置平面図及び浄水場排水処理施設機械装置配置平面図 (縮尺任意)

沈でん池、ろ過池等の主要構造物の配置、周囲の地形等の状況及び排水処理施設の機械装置等の配置の状況並びに付属配管を記入したもの。

(3) その他必要な参考資料

(記載上の注意)

- 1 追加交付 (一部取消し)、事業計画変更及び経費の配分変更承認申請書の場合には、特に様式を定めるものを除き、当該変更部分上段に () 書きで変更前の金額等を記載すること。
- 2 変更申請の設計図面は、変更する工種のみについて作成すること。
- 3 P F I 事業が含まれる場合は、当該事業分だけを抜粋して別紙 (1)、(2)、(4) 及び (5) を作成するとともに、P F I 事業により取得する施設の整備に要する費用の内訳について別紙 (3) を作成し、添付すること。
また、買収に要する費用を割賦払いの方法により後年度にわたり支出する場合は、割賦払いの期間中における年度ごとの支出計画及び後年度にわたる債務の負担について、議会で議決されていることを証する書類を添付すること。

別紙(1)

事業計画調書

(水道水源開発施設整備費の場合)

1 水道(水道用水供給)事業の概要

事業名		〇〇市上水道事業		事業区分	上水道・用水供給事業(給水対象市町村 市 町村)				
区分	有収水量	資本費	受水分資	経営費	用水単価	資本単価	補助率	原水	旧資本単価
	A	B	本費 C	D	(B+C+D)/A	(B+C)/A		単価	
前年度値	千 ³ m	千円	千円	千円	円/ ³ m	円/ ³ m		円/ ³ m	円/ ³ m
今年度値									
水道(水道用水供給)事業概要	事業名	事業認可年月日	工期	目標年次	計画給水人口	計画1人1日最大給水量	計画1日最大給水量	事業費	主な事業内容
	創設		~		人	ℓ	³ m	千円	
	第1次拡張								

区分	全体事業費	左のうち		事業概要	水	種類・名称	取水量
		交付対象事業費					㎥/日
今回事業	貯水施設	千円	千円		源種別内訳		
	取水施設						
	導水施設						
	浄水施設						
	送水施設						
	配水施設						
	用地補償費						
	調査費						
	事務費						
	その他						
	合計						

(記載上の注意)

- 1 交付要綱別表第1の交付基準欄のただし書きに該当する場合は、「原水単価」及び「旧資本単価」を記載すること。
- 2 水源種別内訳欄の取水量は、今後の予定についても()書きで記載すること。
- 3 水道用水供給事業の場合は、計画給水人口及び計画1人1日最大給水量の記入は要さない。